**○○○自主防災組織規約**

(名称)

第1条　　本組織は、○○○自主防災組織(以下「防災組織」という。)と称する。

 (目的)

第2条　　防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことを目的とする。活動内容は地震や火災などの災害(以下「災害」等)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条　　防災組織は、○○○に居住する者をもって構成する。

　　２　防災組織に部長を置く。部長は町内会長がその任に当たる。

(活動拠点の所在地)

第4条　　防災組織の活動拠点は、次のとおりとする。

　　１　平常時は、○○○とする。

　　２　災害時は、○○○とする。

(事業)

第5条　　防災組織は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　　①　防災に関する知識の普及に関すること。

　　②　地震等に対する災害の予防に関すること。

　　③　地震等の発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導など救急対応に関すること。

　　④　防災訓練の実施に関すること。

　　⑤　防災資機材等の備蓄に関すること。

　　⑥　他組織（警察、役場、消防署、消防団）等との連携に関すること。

　　⑦　その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(組織と任務)

第6条　　防災組織は、部長のもとに、次の係を組織し、防災職員を置き、その任にあたる。

　　１　○○○自主防災本部

　　　(１)　災害発生と同時に、状況を判断し災害対策本部(町)との連絡調整

　　　(２)　関係機関との渉外等に当たる。

　　　(３)　災害に備え、諸計画の作成に当たる。

　　　(４)　町内会の防災訓練を行う。

　　　(５)　その他本部業務を行う。

　　２　通報連絡係

　　　(１)　情報の収集を行う

　　　(２)　関係機関への通報を行う。

　　　(３)　本部業務を補佐する

　　３　予防消火係

　　　(１)　初期消火等災害に対処する。

　　　(２)　災害に備え資器材の点検整備を行う。

　　　(３)　火の元点検等、町内会世帯の災害予防に関する業務を行う。

　　４　避難誘導係

　　　(１)　町内会及び要配慮者を掌握し、避難場所へ誘導し、本部へ報告する。

　　　(２)　人員を掌握し、安全確保に努めと共に、食事宿泊対応等行う。

　　５　救助救急係

　　　(１)　救助救急用具を整備し、必要な場合救急活動を実施して負傷者の救護に当たる。

　　　(２)　負傷者等の状況を、速やかに掌握し、本部へ報告する。

　　６　後方支援係

　　　　　　応援隊等の活動が円滑に行われるよう、炊き出しその他の後方支援業務を行う。

　　７　その他係

　　　　　　必要に応じ係を定めて置く。

(役員等の任命)

第7条　　防災組織の構成は次によるもとする。

　　①本部長　○○○○

　　②副本部長　○○○○

　　③通報連絡係　○○○○

　　④予防消火係　○○○○

　　⑤避難誘導係　○○○○

　　⑥救助救急係　○○○○

　　⑦後方支援係　○○○○

 (関係機関との連携)

第8条　　湯沢町が設置する災害対策本部をはじめ、関係機関及び他組織等と連携を密にして活動するものとする。

(役員の責務)

第9条　　部長は、本組織を代表し、組織の任務を総括し、各係の指揮監督を行うとともに、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

　　２　各係は、組織の運営に当たるほか、防災活動の指示を行う。

(役員等の任期)

第10条　　役員の任期は○○○の会則によるものとする。防災組織の任期は２年とする。ただし、再任することができる。

(運営、経費等)

第11条　　本組織の運営については、町内会の会議において協議して決める。経費は町内会予算をもって充てる。ただし、活動は無報酬とする。

附則

この規則は、令和　　年　月　日から実施する。